

### 3-1-6 騒音の状況

#### 1. 騒音に関する調査の状況

対象事業実施区域及びその周辺における騒音に関する調査の状況を、表 3-1-6-1 及び表 3-1-6-2 に、騒音調査の実施位置及び範囲を図 3-1-6-1 に示す。

船橋市では市内の幹線道路のうち、交通量の多い国道、一般国道、主要地方道及び一般県道を対象に住宅の立地状況を考慮した自動車騒音の面的評価と、騒音規制法に基づく要請限度に係る調査として道路端における騒音調査が実施されている。

対象事業実施区域及びその周辺では、自動車騒音の面的評価が 4 区間、道路端における自動車騒音調査が 3 地点において実施されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において、環境騒音の調査は行われていない。

表 3-1-6-1 自動車騒音（面的評価）に関する調査の状況

調査対象項目	番号	対象道路	測定地点の住所	評価区間の住所
自動車騒音 (面的評価)	A	国道 296 号	船橋市滝台 1-1-20	船橋市前原西 3 丁目 ～ 船橋市東船橋 4 丁目
	B	国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	船橋市東船橋 4 丁目 ～ 船橋市若松 1 丁目
	C	船橋我孫子線	船橋市米ヶ崎町 509-8	船橋市駿河台 1 丁目 ～ 船橋市丸山 4 丁目
	D	長沼船橋線	船橋市前原西 2-39	船橋市前原東 1 丁目 ～ 船橋市前原西 1 丁目

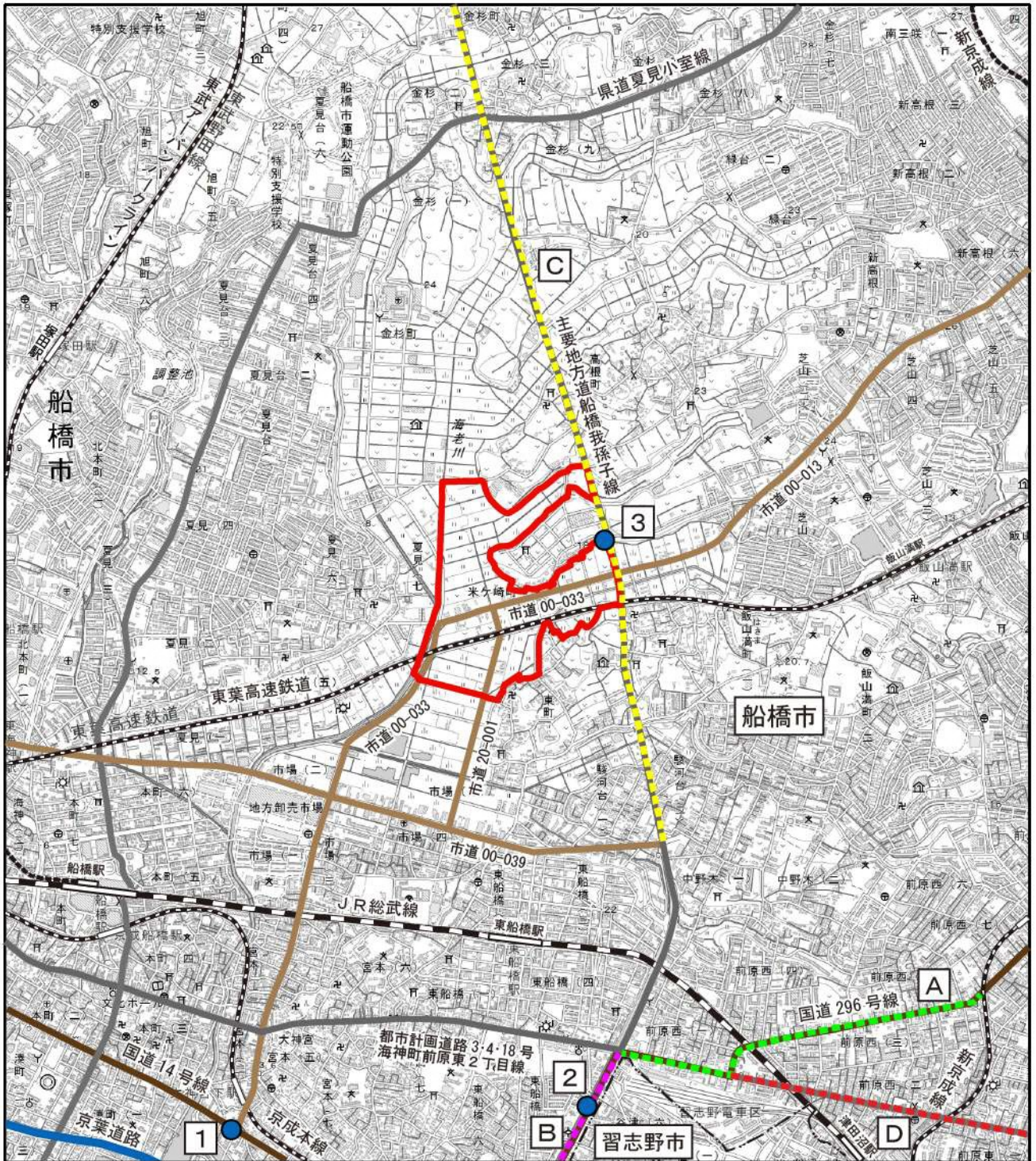
出典：「平成 30 年度版 千葉県環境白書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-6-2 自動車騒音（要請限度）に関する調査の状況



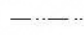







調査対象項目	番号	対象道路	測定地点	住所
自動車騒音 (道路端)	1	国道 14 号	宮本ポンプ場	宮本 2-15-5
	2	国道 296 号	船橋税務署	東船橋 5-7-7
	3	船橋我孫子線	東京電力(株)船橋洞道換気孔	米ヶ崎 509-8

出典：「平成 30 年度版 千葉県環境白書」（千葉県ホームページ）





凡例

-  : 対象事業実施区域
-  面的評価対象区間 (A~D)
-  : 市界
-  : 高速道路
-  : 一般国道
-  : 主要地方道、一般県道
-  : 市道
-  : 道路端での測定地点 (1~3)
-  : 鉄道(JR)
-  : 鉄道(私鉄)



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-6-1 自動車騒音測定地点

出典:「平成30年度版 千葉県環境白書」(千葉県ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。



## 2. 自動車騒音調査結果

平成 29 年度の自動車騒音面的評価調査結果を表 3-1-6-3 に、平成 29 年度の道路端における自動車騒音調査結果を表 3-1-6-4 に示す。

面的評価の結果、「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」の「昼間・夜間とも基準値以下」の割合は、一般国道 296 号（評価区間：前原西 3 丁目～東船橋 4 丁目）では 74.3%、国道 296 号（評価区間：東船橋 4 丁目～若松 1 丁目）では 71.5%、船橋我孫子線では 74.8%、長沼船橋線では 99.7%である。

道路端における自動車騒音調査の結果、国道 14 号は要請限度以下と判定されたが、国道 296 号と船橋我孫子線は要請限度の値を超過している。

表 3-1-6-3 自動車騒音調査結果（面的評価）（平成 29 年度）

番号	路線名	測定地点 の住所	評価区間の住所	環境基準 測定地点 類型 (注)	車線 数	等価騒音 レベル (dB)		評価区 間の延 長 km	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過
						昼間	夜間		%	%	%	%
A	国道 296 号	船橋市 滝台 1-1-20	船橋市前原西 3 丁目 ～ 船橋市東船橋 4 丁目	B	2	68	69	5.7	74.3	21.9	1.6	2.2
B	国道 296 号	船橋市 東船橋 5-7-7	船橋市東船橋 4 丁目 ～ 船橋市若松 1 丁目	B	4	72	70	1.7	71.5	15.1	0	13.4
C	船橋 我孫子線	船橋市 米ヶ崎町 509-8	船橋市駿河台 1 丁目 ～ 船橋市丸山 4 丁目	B	2	71	71	5.3	74.8	21.2	0	4.0
D	長沼 船橋線	船橋市 前原西 2-39	船橋市前原東 1 丁目 ～ 船橋市前原西 1 丁目	C	2	66	65	1.3	99.7	0.2	0	0.1

注) 環境基準タイプの区分

A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B：第 1 種住宅地域、第 2 種住宅地域、準住居地域等

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

出典：「平成 30 年度版 千葉県環境白書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-6-4 自動車騒音調査結果（要請限度）（平成 29 年度）

番号	道路名	測定場所	区域の 区分 (注 1)	車線数	近接 空間 (注 2)	等価騒音 レベル (dB)		要請限度 判定 <sup>注 3)</sup>
						昼間	夜間	
1	国道 14 号	船橋市宮本 2-15-5	c	2	1	67	67	○
2	国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	b	4	1	73	72	×
3	船橋我孫子線	船橋市米ヶ崎町 509-8	b	2	1	71	71	×

注 1) 騒音規制法 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を決める省令に基づく

区域の区分 a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注 2) 近接区間コード：1 測定地点が道路の近接空間に位置する 0：測定地点が道路の近接空間に位置しない

注 3) 要請限度判定：○の場合は要請限度以下、×は超過している

出典：「平成 30 年度版 千葉県環境白書」（千葉県ホームページ）

### 3-1-7 振動の状況

#### 1. 振動に関する調査の状況

対象事業実施区域及びその周辺における振動に関する調査の状況を表 3-1-7-1 に、振動調査の実施位置を図 3-1-7-1 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、道路振動調査が 3 地点において実施されている。なお、対象事業実施区域及びその周辺において、環境振動の調査は行われていない。

表 3-1-7-1 道路振動（要請限度）に関する調査の状況

調査対象項目	番号	対象道路	測定地点	住所
道路振動	1	国道 14 号	宮本ポンプ場	船橋市宮本 2-15-5
	2	国道 296 号	船橋税務署	船橋市東船橋 5-7-7
	3	船橋我孫子線	東京電力(株)船橋洞道換気孔	船橋市米ヶ崎 509-8

出典：「平成 30 年度版 千葉県環境白書」（千葉県ホームページ）

#### 2. 道路振動調査結果

平成 29 年度の道路振動調査結果を表 3-1-7-2 に示す。

調査の結果、すべての地点が要請限度以下の値となっている。

表 3-1-7-2 道路振動調査結果（平成 29 年度）

番号	道路名	測定場所	区域の区分 <sup>注1)</sup>	車線数	振動レベル(dB) (80%レベルの上端値)		要請限度判定 <sup>注2)</sup>
					昼間	夜間	
1	国道 14 号	船橋市宮本 2-15-5	2	2	25	25	○
2	国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	1	4	56	54	○
3	船橋我孫子線	船橋市米ヶ崎町 509-8	1	2	47	47	○

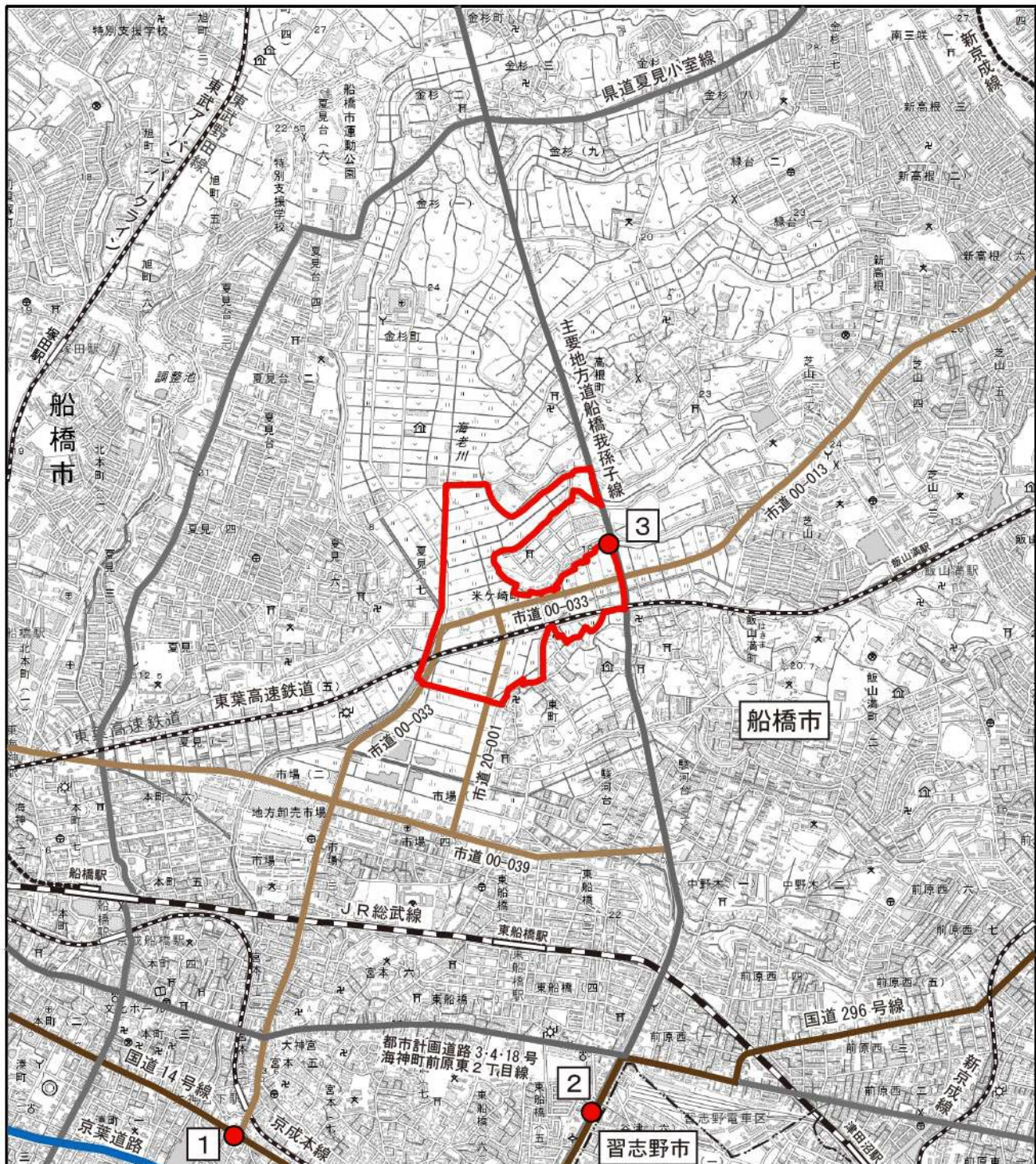
注 1) 振動規制法施行規則別表第二備考の 1 に基づく区域の区分

- 1：第 1 種区域（良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域）
- 2：第 2 種区域（住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域）

注 2) 要請限度判定：○の場合は要請限度以下、×は超過している

出典：「平成 30 年度版 千葉県環境白書」（千葉県ホームページ）





凡例



: 対象事業実施区域



: 道路振動測定地点 (1~3)

----- : 市界

==== : 鉄道(JR)

==== : 高速道路

----- : 鉄道(私鉄)

==== : 一般国道

==== : 主要地方道、一般県道

==== : 市道



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

図 3-1-7-1 道路振動測定地点

出典:「平成30年度版 千葉県環境白書」(千葉県ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-1-8 悪臭の状況

#### 1. 悪臭に関する調査の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、悪臭に関する公的な調査は実施されていない。

#### 2. 船橋市内の悪臭に関する苦情件数

船橋市内における悪臭に関する平成 25 年度から平成 29 年度までの過去 5 年間の苦情件数を表 3-1-8-1 に示す。

過去 5 年間では、平成 27 年度の苦情件数が最も多く 17 件であった。

表 3-1-8-1 悪臭に関する苦情の状況

項目	年度別苦情件数				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
悪臭	2	1	17	2	1

出典：「平成 30 年度版 船橋市の環境（概要版）」（平成 31 年 1 月、船橋市環境部環境政策課）

#### 3. 船橋市内の悪臭に対する対策

船橋市内における悪臭に関する過去 5 年間の対応件数を表 3-1-8-2 に示す。

船橋市は悪臭に対する苦情があった場合に随時調査を行い、必要に応じて測定を実施している。また、未然防止のため、悪臭を発生する工場・事業所を対象に調査を実施している。

船橋市では毎年 4～5 事業所に対して立ち入り調査を行い、調査した事業所で千葉県悪臭防止対策の指導目標値の超過があった場合は、悪臭防止施設の適切な運用や、維持管理などについての指導を実施している。

表 3-1-8-2 船橋市内の悪臭に対する事業所への立ち入り調査件数等

項目	年度別事業所件数				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
立ち入り調査	4	4	5	5	4
指導等の実施	0	0	0	1	1

出典：「平成 30 年度版 船橋市の環境（概要版）」（平成 31 年 1 月、船橋市環境部環境政策課）

「平成 29 年度版 船橋市の環境（概要版）」（平成 30 年 1 月、船橋市環境部環境政策課）

「平成 28 年度版 船橋市の環境（概要版）」（平成 29 年 1 月、船橋市環境部環境政策課）

「平成 27 年度版 船橋市の環境（概要版）」（平成 28 年 1 月、船橋市環境部環境政策課）

「平成 26 年度版 船橋市の環境（概要版）」（平成 27 年 2 月、船橋市環境部環境政策課）



### 3-1-9 地形及び地質等の状況

#### 1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況を図 3-1-9-1 に示す。

対象事業実施区域は北側が谷底低地、南側が湿地となっている。また、位置的には北側の北総台地と、南側の低地の間に位置しており、周辺には海老川とその支川が樹枝状に流れる谷底低地と湿地、ローム層からなる台地から構成されている。地形は、約 15 万年前の浅海に堆積した洪積層からなる台地と縄文海進により堆積した沖積層が陸化した低地がともに平坦な地形から構成されている。また、当該地域は人工による改変が多く、海岸部は埋立地であり、台地や谷津では切土地や盛土地などの人工地形が多くみられる。

#### 2. 地質の状況

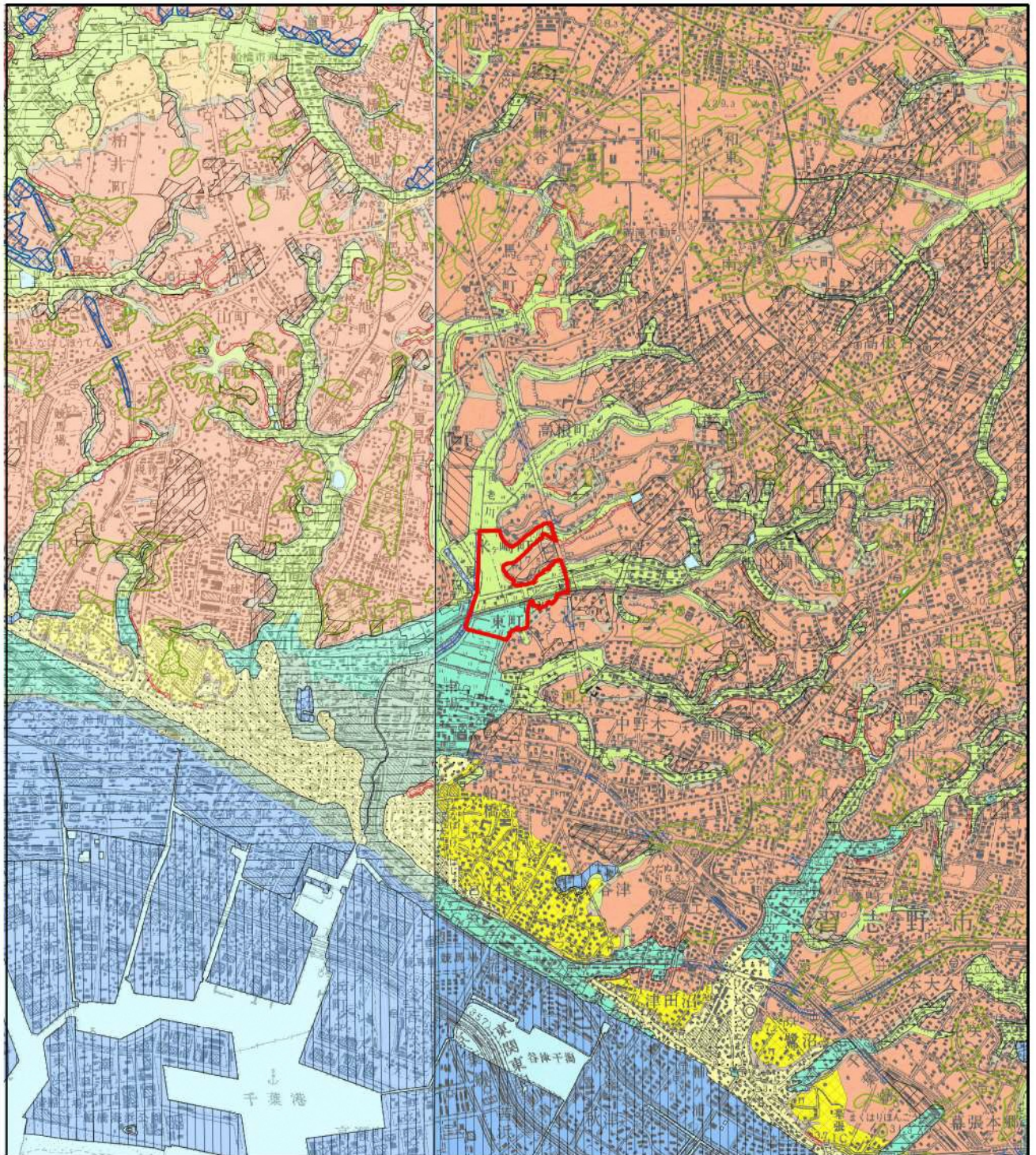
対象事業実施区域及びその周辺における地質の状況を図 3-1-9-2 に示す。

対象事業実施区域の海老川及び飯山満川付近は泥がち堆積物と砂で構成されており、その他はローム層により構成されている。周辺部には立川ローム層、武蔵野ローム層及び下末吉ローム層から構成される関東ローム層が分布しており、河川流域には泥がち堆積物や砂がち堆積物がみられる。また、臨海部は埋立地堆積物が分布している。

#### 3. 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、文化財保護法・条例による名勝・天然記念物等に記載されたものや、学術上重要と判断される地形、地質はなかった。





凡例



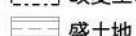
: 対象事業実施区域

人工地形分類

人工平坦地(切り盛り造成地)



変更工事中の区域



自然地形分類

山地

山地斜面等

台地

ローム台地

低地

谷底低地

氾濫原低地

自然堤防

湿地

三角州・海岸低地

砂州・砂堆

砂丘

河原・河川敷

水部

現水部

旧水部

副分類

崖

凹地・浅い谷

0m等高線

出典:「土地分類基本調査図(人工地形及び自然地形分類図)東京東北部」(平成23年2月、国土交通省)

「土地分類基本調査図(人工地形及び自然地形分類図)佐倉」(平成24年3月、国土交通省)

※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。



1:50,000

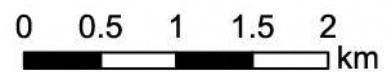
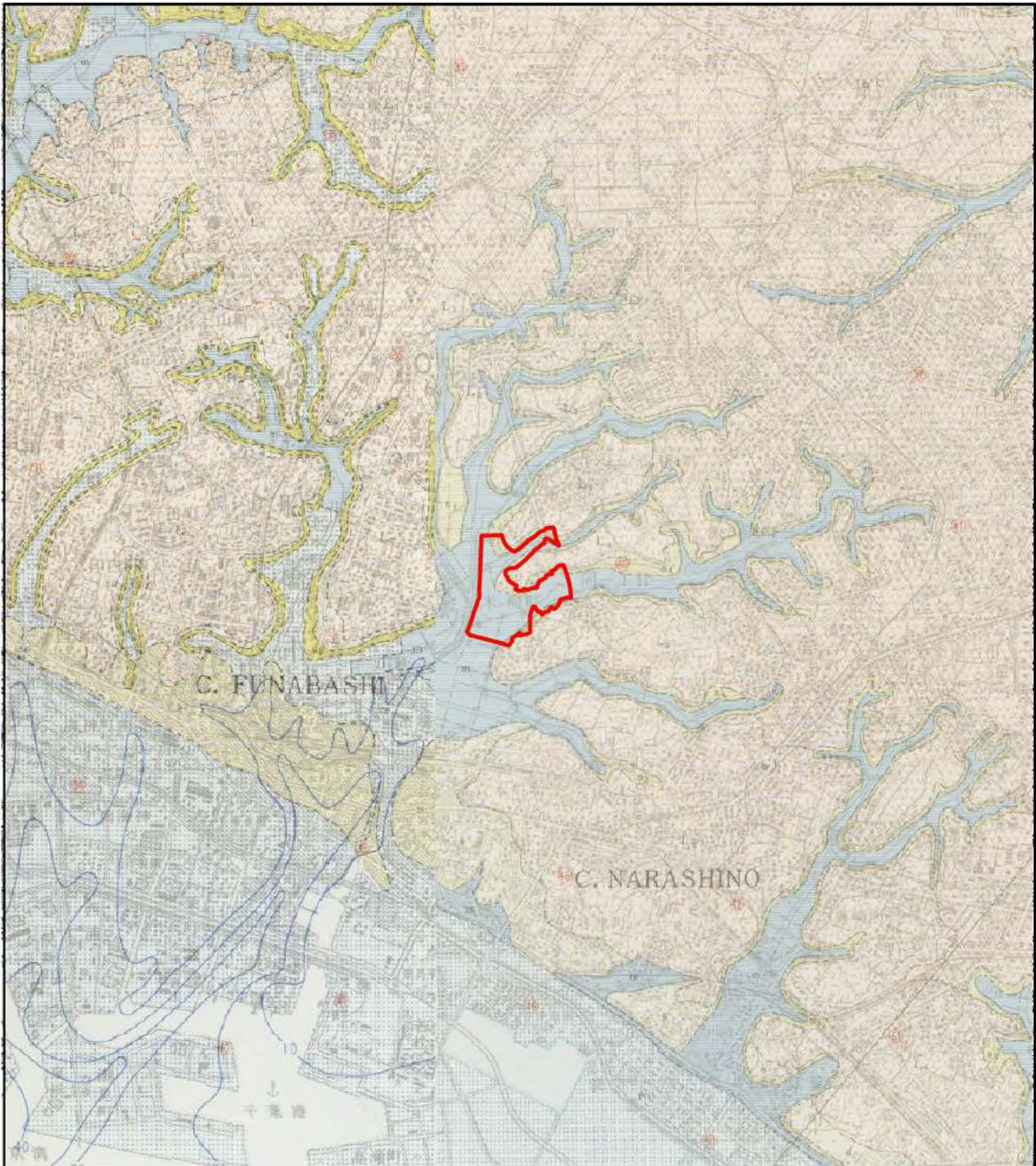


図 3-1-9-1 人工地形及び自然地形分類図





凡例



: 対象事業実施区域

未固結堆積物

- 埋立地堆積物
- 泥がち堆積物
- 砂がち堆積物
- 砂1
- 砂2

火山性岩石

- ローム1
- ローム2
- ローム3



軟弱層の厚さ



柱状図の地点



1:50,000



出典:「土地分類基本調査図(表層地質図)東京東北部・東京東南部」(昭和60年3月、千葉県)  
 「土地分類基本調査図(表層地質図)佐倉」(昭和56年3月、千葉県)  
 ※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。

図 3-1-9-2 表層地質図

#### 4. 湧水の状況

##### (1) 湧水調査の状況

対象事業実施区域及びその周辺における湧水調査の実施状況を、表 3-1-9-1 に示す。

湧水調査としては、環境省が全国各自治体別に湧水の状況を収集・整理している。また、船橋市が平成 25 年、平成 26 年の自然環境調査において湧水の現況調査を実施している。

表 3-1-9-1 湧水調査の実施状況

調査項目	調査機関	調査地点	調査年度
湧水の状況	環境省	船橋市内	平成 30 年
湧水の位置・湧水量	船橋市	船橋市内	平成 25 年～平成 26 年

##### (2) 湧水に関する調査結果

###### ① 環境省調査による船橋市内の湧水

対象事業実施区域及びその周辺に存在する湧水を表 3-1-9-2 に、湧水位置を図 3-1-9-3 に示す。

環境省の調査では船橋市内には 19 か所の湧水が報告されている。その中で「千葉県の代表的な湧水」に選出されたものは 6 か所ある。

対象事業実施区域及びその周辺に存在する代表的な湧水としては、東側にある飯山満 3 丁目の「倶梨迦羅不動尊の池」がある。

表 3-1-9-2 環境省調査による対象事業実施区域及びその周辺に存在する湧水

湧水名	番号	所在地	概要	備考
倶梨迦羅不動尊の池	1	船橋市飯山満町 3 丁目 1524-1	境内地に児童遊園と併設した形で整備	地元自治会が日常維持管理を実施

出典：「湧水保全ポータルサイト 代表的な湧水」（環境省ホームページ）

###### ② 船橋市の湧水調査結果

対象事業実施区域及びその周辺に存在する湧水を表 3-1-9-3 に、湧水位置を図 3-1-9-3 に示す。

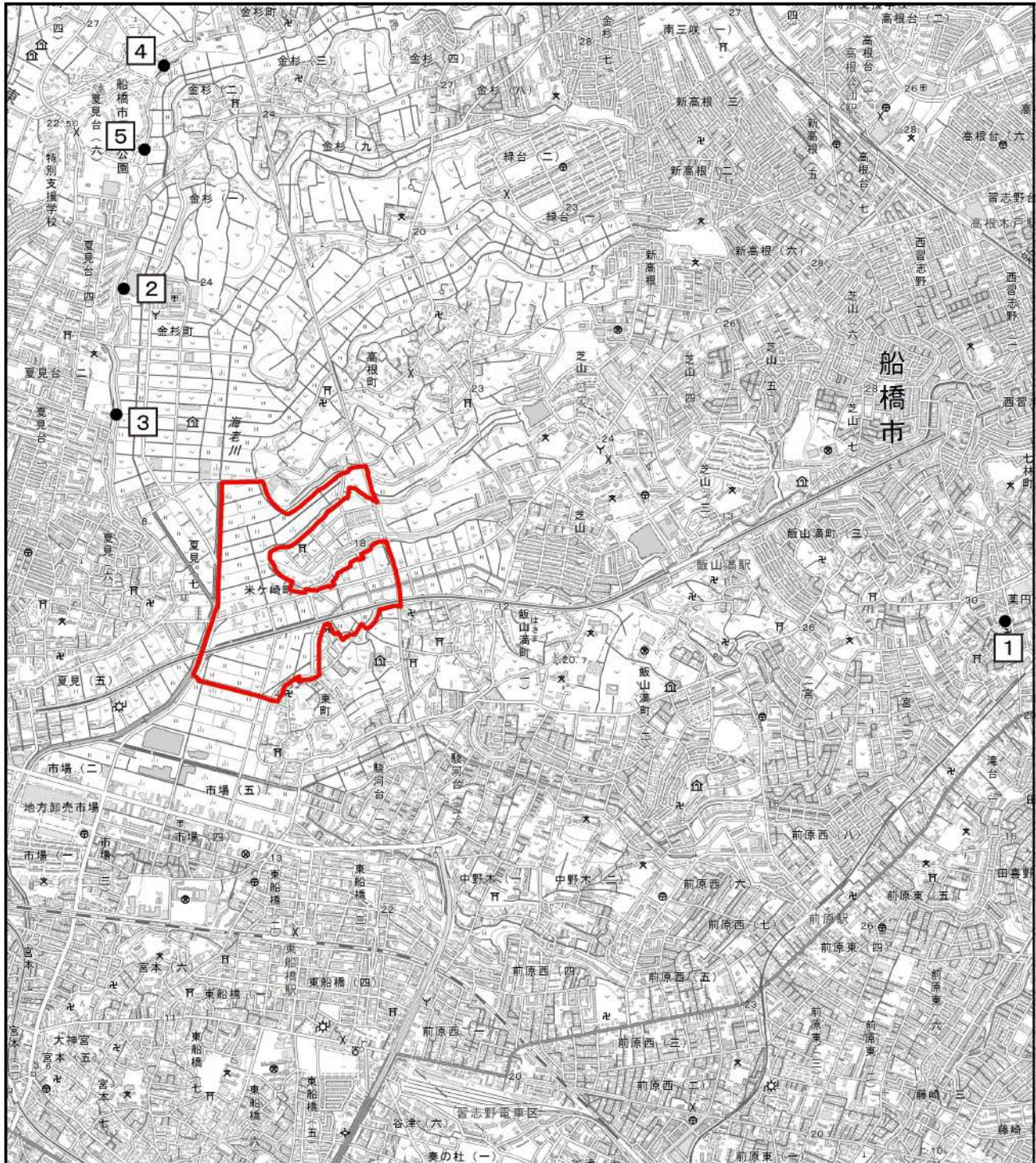
平成 25 年及び平成 26 年の調査では、船橋市内において過去に報告があった 25 か所の湧水地を対象に、湧水の有無や湧水量、生息する生物等の状況を把握している。このうち、対象事業実施区域及びその周辺に存在する湧水は北西部にある 4 か所がある。

表 3-1-9-3 船橋市調査による対象事業実施区域及びその周辺に存在する湧水

調査地点	番号	湧水量	備考
夏見緑地 医療センター駐車場脇	2	H12 は確認できたが、H25 は未確認	既存湧水地点にはリハビリテーション病院が立地
夏見緑地 スポーツ広場脇	3	滲みだし程度	ドジョウ等の生息を確認
夏見の泉	4	流れがあり、水量もある	カワニナの生息を確認
運動公園下	5	流れがあるが、水量は少ない	ドジョウ等の生息を確認

出典：「平成 25・26 年度船橋市自然環境調査報告書」（平成 27 年 3 月、船橋市環境部環境政策課）





凡例

● : 湧水地点 (1~5)



: 対象事業実施区域



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-9-3 湧水位置図

出典：「湧水保全ポータルサイト 代表的な湧水」（環境省ホームページ）  
 「平成25・26年度船橋市自然環境調査報告書」（平成27年3月、船橋市環境部環境政策課）  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-1-10 地盤の状況

#### 1. 水準点測量の状況

船橋市内では、千葉県により市内 38 か所の水準点で測量が行われている。このうち、対象事業実施区域及びその周辺に存在する水準点は 11 か所が該当する。

#### 2. 水準点の測量結果

対象事業実施区域及びその周辺の水準点の測量結果を表 3-1-10-1 に、水準点の位置を図 3-1-10-1 に示す。

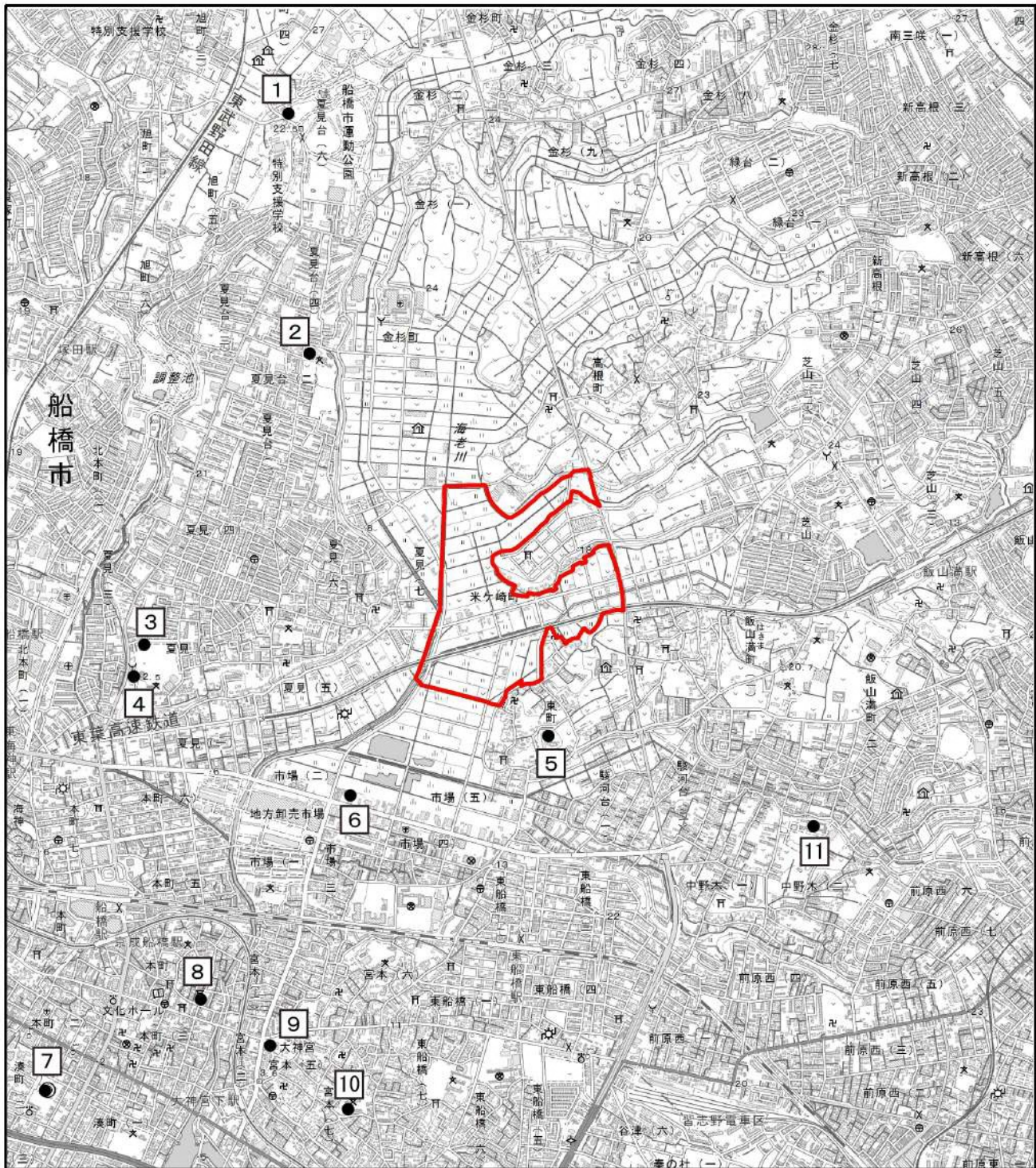
平成 30 年 1 月 1 日を基準日とした過去 1 年間で、船橋市内 38 か所のうち地盤沈下がみられた水準点は 11 地点であった。このうち対象事業実施区域及びその周辺に位置する地点としては、F-26（地図番号 1、船橋市運動公園）の-10.6mm が船橋市内最大の沈下量であった。

表 3-1-10-1 水準点の測量結果

番号	水準点 番号	所 在 地			標 高		変動量 (mm)
		町名(大字)	番地	目標	平成 29 年 1 月	平成 30 年 1 月	
1	F-26	夏見台六丁目	4-1	船橋市運動公園	22.4472	22.4366	- 10.6
2	F-31	夏見台二丁目	12-1	夏見台小学校	22.2201	22.2255	+ 5.4
3	F-12	夏見二丁目	11-1	船橋中学校	16.4593	16.4650	+ 5.7
4	10889	夏見二丁目	11 地先	船橋消防所夏見分署	12.4879	12.4912	+ 3.3
5	F-16	東町	834	船橋市総合教育センター	11.6719	11.6756	+ 3.7
6	F-36	市場二丁目	2	ソフィエスタワー船橋付近	3.0152	3.0198	+ 4.6
7	F-8	湊町二丁目	10-25	船橋市役所	0.5538	0.5610	+ 7.2
8	NO.79	本町四丁目	31-18	本町中央児童遊園	1.7902	1.7956	+ 5.4
9	(交)3826	宮本五丁目	2-1	船橋大神宮	3.5749	3.5811	+ 6.2
10	NO.78	宮本七丁目	10-1	宮本小学校	7.8745	7.8811	+ 6.6
11	F-33	中野木二丁目	33	前原中学校	16.5785	16.5828	+ 4.3

出典：「千葉県水準測量成果表（基準日：平成 30 年 1 月 1 日）」（千葉県ホームページ）





凡例



：対象事業実施区域



：水準測量地点（1～11）



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-10-1 水準点位置図

出典：「千葉県水準測量成果表（基準日：平成30年1月1日）」（千葉県ホームページ）  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。



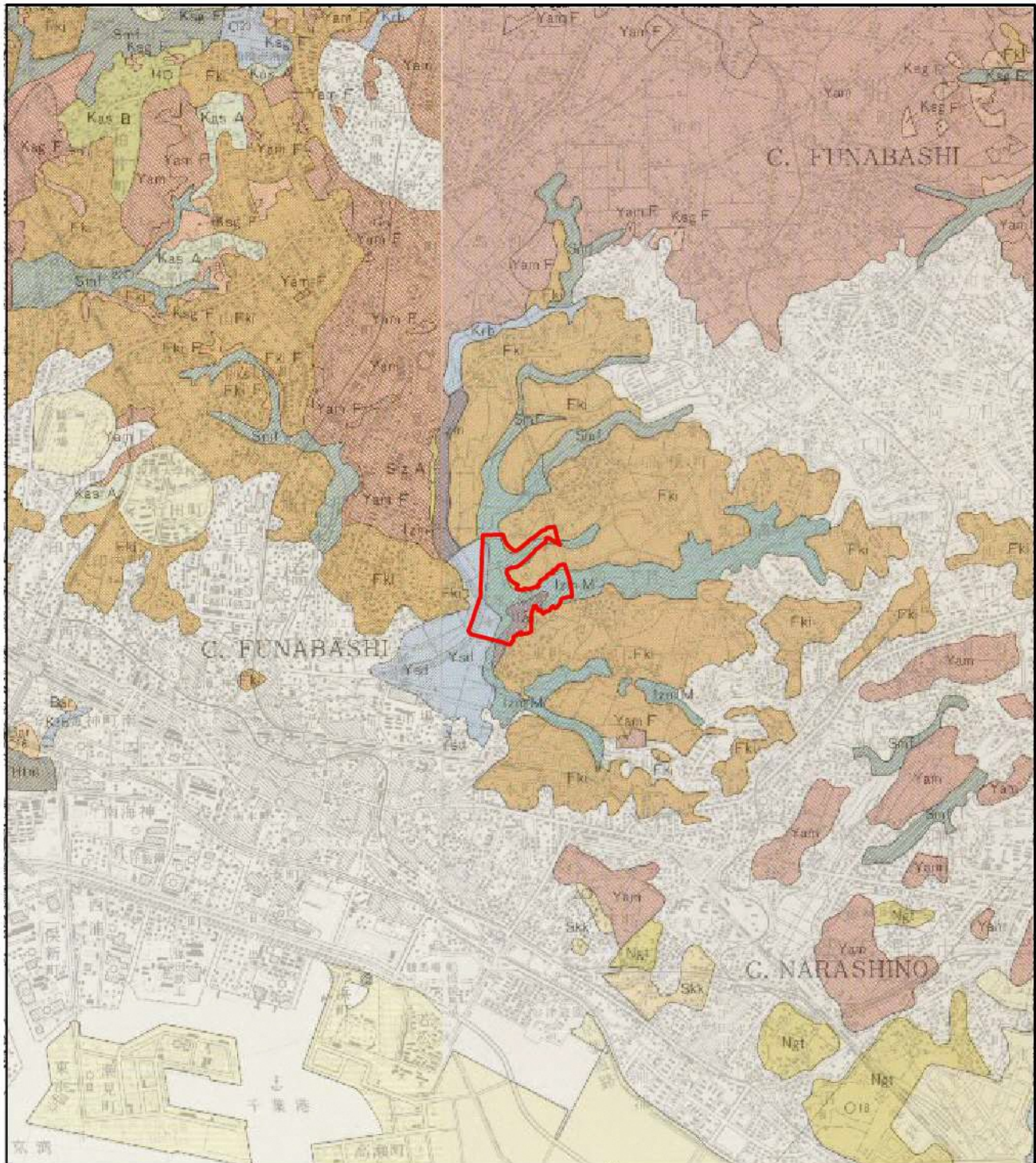
### 3-1-11 土壌の状況

#### 1. 既存資料による土壌の状況

「土地分類基本調査（土壌分類図）東京東北部、東京東南部」（昭和 60 年 3 月、千葉県）及び「土地分類基本調査（土壌分類図）佐倉」（昭和 56 年 3 月、千葉県）による対象事業実施区域及びその周辺の土壌分布図を図 3-1-11-1 に示す。

対象事業実施区域は海老川沖積低地に区分される低地であり、吉田統、和泉M統、和泉統などの低位泥炭土壌及び黒泥土壌が分布する。

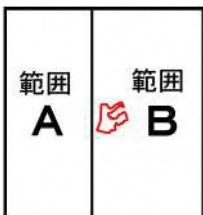
また、対象事業実施区域の周辺部には、船橋台地に区分される台地の土壌と、海老川沿いに分布する船橋低地及び東京湾沿いに広がる船橋埋立地が見られる。台地の土壌は火山灰と主体とした黒ボク土壌がほとんどであり、主に八街統、八街F統、船木F統及び船木統が台地の平坦部に広く分布している。なお、台地から低地に向かう急斜面の船橋市夏見町には淡色黒ボク土壌である火山灰に成田層の砂が混入した椎崎A統が帯状に分布している。



凡例



:対象事業実施区域

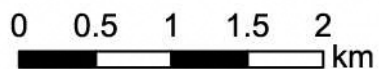


※土壌図凡例の範囲

範囲A		範囲B	
●台地の土壌		●台地の土壌	
・黒ボク土壌	八街F統	・黒ボク土壌	八街F統
	八街統		八街統
	船木F統		船木統
	船木統		
・淡色黒ボク土壌	上砂F統	・淡色黒ボク土壌	上砂F統
	権増A統		長塚統
	香西A統		
	香西B統		
●低地の土壌		●低地の土壌	
・淡色黒ボク土壌	原木統	・砂丘未熟土壌	辯統
・グライ土壌	下総統	・グライ土壌	下総統
	黒部統		黒部統
	一松統		
・細粒グライ土壌	吉田統	・低位泥炭土壌	吉田統
・低位泥炭土壌	和泉M統	・黒泥土壌	和泉M統
・黒泥土壌	和泉統		和泉統
・その他	未区分地Ⅰ	・その他	未区分地Ⅰ
	未区分地Ⅱ		未区分地Ⅱ



1:50,000



出典:「土地分類基本調査図(土壌図)東京东北部・東京東南部」(昭和60年3月、千葉県)

「土地分類基本調査図(土壌図)佐倉」(昭和56年3月、千葉県)

※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。

図 3-1-11-1 土壌分布図

## 2. 土壌中のダイオキシン類の状況

### (1) 土壌中のダイオキシン類測定状況

船橋市内では、船橋市により毎年市内の1地点において土壌中のダイオキシン類の調査が行われている。

### (2) 土壌中のダイオキシン類測定結果

平成26年度から平成30年度までの過去5年間における土壌のダイオキシン類の調査結果を表3-1-11-1に、調査地点を図3-1-11-2に示す。

調査結果は、0.0060 pg-TEQ/g～2.1pg-TEQ/gであり、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示68号）に示される環境基準を達成していた。

表 3-1-11-1 土壌中のダイオキシン類測定結果 (単位：pg-TEQ/g)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
番号	1	2	3	4	5
測定地点	西部地区 (法田中学校)	南部地区 (市場小学校)	北部地区 (小室中学校)	中部地区 (高根台第二小学校)	東部地区 (二宮小学校)
測定値	0.037	0.21	0.10	2.1	0.0060
環境基準	1,000 pg-TEQ/g 以下であること				

出典：「平成29年度版 船橋市の環境データ集」（船橋市ホームページ）  
 「平成30年度ダイオキシン類の測定結果」（船橋市ホームページ）





凡例



: 対象事業実施区域



: 土壌のダイオキシン測定地点 (1~5)

※地点3は図面の範囲外に位置する



1:50,000



図 3-1-11-2 土壌中のダイオキシン測定位置図

出典:「平成29年度版船橋市の環境データ集」(船橋市ホームページ)  
 「平成30年度ダイオキシン類の測定結果」(船橋市ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。



### 3-1-12 植物の生育及び植生の状況

#### 1. 重要な種

##### (1) 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺において生育する植物種を、表 3-1-12-1 に示す資料により把握した。

表 3-1-12-1 対象とした既存資料等

No.	既存資料名	整理対象
1	平成 25・26 年度船橋市自然環境調査報告書 (平成 27 年 3 月、船橋市)	現地調査によって確認された種

##### (2) 重要な種の選定基準

既存資料調査により把握した植物種を、表 3-1-12-2 及び表 3-1-12-3 に示す参考資料と選定基準の内容に基づき整理し、重要な種を抽出した。

表 3-1-12-2 重要な種の参考資料と選定基準

No.	資料名	選定基準
①	法令 『文化財保護法』(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	特別天然記念物(特)
		天然記念物(天)
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国内希少野生動植物種(国内)
③	『千葉県文化財保護条例』(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)	県指定天然記念物(県天)
④	文献 『環境省レッドリスト 2019』(平成 31 年 1 月、環境省) 【維管束植物】	絶滅(EX)
		野生絶滅(EW)
		絶滅危惧 I A 類(CR)
		絶滅危惧 I B 類(EN)
		絶滅危惧 II 類(VU)
		準絶滅危惧(NT)
		情報不足(DD)
		絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
⑤	『千葉県の保護上重要な野生生物』 —千葉県レッドリスト 植物・菌類編— (平成 29 年 3 月、千葉県自然保護課)	消息不明・絶滅生物(X)
		野生絶滅(EW)
		最重要保護生物(A)
		重要保護生物(B)
		要保護生物(C)
		一般保護生物(D)
保護参考雑種(RH)		



表 3-1-12-3(1) 重要な種の選定基準と内容

No.	選定基準	内容
①	法令	『文化財保護法』(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)
	特別天然記念物(特) 天然記念物(天)	・天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。 (1)名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢。 (2)代表的原始林、希有の森林植物相。 (3)代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落。 (4)代表的な原野植物群落。 (5)海岸及び沙地植物群落の代表的なもの。 (6)泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの。 (7)洞窟に自生する植物群落。 (8)池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生息する地域。 (9)着生草木の著しく発生する岩石又は樹木。 (10)著しい植物分布の限界地。 (11)著しい栽培植物の自生地。 (12)珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地。
②		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)
	国内希少野生動植物種(国内)	本邦における生息・成育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じている種で以下のいずれかに該当するもの(亜種又は変種がある種は、その亜種又は変種とする)。 ・個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつある種。 ・全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある種。 ・分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・成育環境の悪化又は生息地等における過度の捕獲若しくは採取により、その存続に支障を来す事情がある種。
③		『千葉県文化財保護条例』(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)
	県指定天然記念物(県天)	県指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。
④	文献	『環境省レッドリスト 2019』(平成 31 年 1 月、環境省)
	絶滅(EX)	・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅(EW)	・飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧 I A 類(CR)	・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧 I B 類(EN)	・I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類(VU)	・絶滅の危険が増大している種。 ・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実に考えられるもの。
	準絶滅危惧(NT)	・存続基盤が脆弱な種。 ・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
	情報不足(DD)	・評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	・地理的に孤立している個体群で、絶滅の恐れが高いもの。

表 3-1-12-3(2) 重要な種の選定基準と内容

No.	選定基準	内容
⑤	文献	『千葉県の上保護上重要な野生生物』(平成 29 年 3 月、千葉県自然保護課)
	消息不明・絶滅生物 (X)	・かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期(およそ 50 年間)にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	野生絶滅 (EW)	・かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。 ・特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。
	最重要保護生物 (A)	・個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。 ・放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物 (B)	・個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。 ・放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物 (C)	・個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。 ・放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B に移行することが予測されるもの。
	一般保護生物 (D)	・個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。 ・放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリー C に移行することが予測されるもの。
	保護参考雑種 (RH)	・自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生育環境が著しく限定されているもの。



(3) 既存資料による重要な種の調査結果

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている植物は142科885種であった。これらのうち、表3-1-12-2及び表3-1-12-3に示す選定基準により抽出した結果、表3-1-12-4に示す4分類30科47種が重要な植物となっている。

表3-1-12-4 (1) 既存資料による重要な植物一覧

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	シダ植物	マツバラン科	マツバラン				NT	A
2		ミスズニラ科	ミスズニラ				NT	
3		チャセンシダ科	コハノヒノキシダ					D
4		オシダ科	オシダ					C
5	離弁花	クミ科	オニグルミ					D
6		ヤナギ科	オノエヤナギ					C
7		カハノキ科	アカシテ					D
8			ハシバミ					D
9		タテ科	ミチヤナギ					C
10		カツラ科	カツラ					A
11		キンポウゲ科	カサグルマ				NT	B
12			セリバオウレン					C
13		メギ科	イカリソウ					C
14		センリョウ科	センリョウ					D
15		ケシ科	ヤマブキソウ					A
16		アブラナ科	イヌナズナ					C
17		ユキノシタ科	ヤブサンザシ					B
18			イワガラミ					D
19		モチノキ科	ウメモドキ					C
20		イキギリ科	イキギリ					C
21	合弁花	アカバナ科	ウスゲチョウジタテ				NT	
22		ヤブコウジ科	マンリョウ					C
23		アカネ科	ヤブムグラ				VU	C
24		クマツヅラ科	コムラサキ					C
25		シソ科	ジューニヒトエ					D
26			ヒメナミキ					D
27		ゴマノハグサ科	カリヂャ				NT	
28	単子葉	ヒルシロ科	ササハモ					D
29			ヤナギモ					D
30		ユリ科	チコユリ					A

表 3-1-12-4 (2) 既存資料による重要な植物一覧

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
31	単子葉	ユリ科	カタクリ					B	
32			アマナ					C	
33		イネ科	オオニホホコリ					D	
34			ツルヨシ					C	
35			セイタカヨシ					C	
36		サトイモ科	ムサシアブミ					A	
37		ミクリ科	ミクリ				NT	D	
38		カヤツリグサ科	イトアオスゲ					C	
39			ヤブスゲ					C	
40			オオアセテンツキ					D	
41		ラン科	シラン				NT	C	
42			エビネ				NT	D	
43			ギンラン					D	
44			キンラン				VU	D	
45			ササバギンラン					D	
46			クゲヌマラン				VU	C	
47			タシロラン				NT	C	
		4 分類	30 科	47 種	0 種	0 種	0 種	12 種	44 種

注) 重要な種の選定基準は以下のとおり。

- ① 「文化財保護法」 (昭和 25 年、法律第 214 号) により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年、法律第 75 号) により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年、千葉県条例第 8 号) により定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト 2019」 (平成 31 年、環境省) の記載種  
VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧種
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」 (平成 29 年、千葉県) の記載種  
A: 最重要保護生物 B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物



## 2. 植生の状況

### (1) 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における植生の状況を、表 3-1-12-5 に示す資料により把握した。

表 3-1-12-5 対象とした既存資料等

No.	既存資料名	対象
1	自然環境調査 Web-GIS、第 6-7 回植生調査 (1/2.5 万) (環境省自然環境局生物多様性ホームページ)	現存植生図
2	平成 25・26 年度船橋市自然環境調査報告書 (平成 27 年 3 月、船橋市)	現地調査によって確認された植生
3	自然環境調査 Web-GIS、第 2 回特定植物群落調査	特定植物群落

### (2) 既存資料による植生の調査結果

対象事業実施区域及びその周辺における植生の状況は「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 (植生調査)」(環境省自然環境局生物多様性センター) を基に整理し、図 3-1-12-1 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、千葉県北西部の東京湾最奥部の海岸から約 3km の低地帯に位置している。海老川沿いにあることから、植生の大部分は水田雑草群落となっており、中央部分の市道に面した部分は市街地が広がっている。また、周辺部のうち、西側、南側、東側の大部分が市街地となっているが、北側にかけては水田雑草群落と畑地雑草群落が広がり、斜面部にはクヌギーコナラ群集が帯状に分布している。

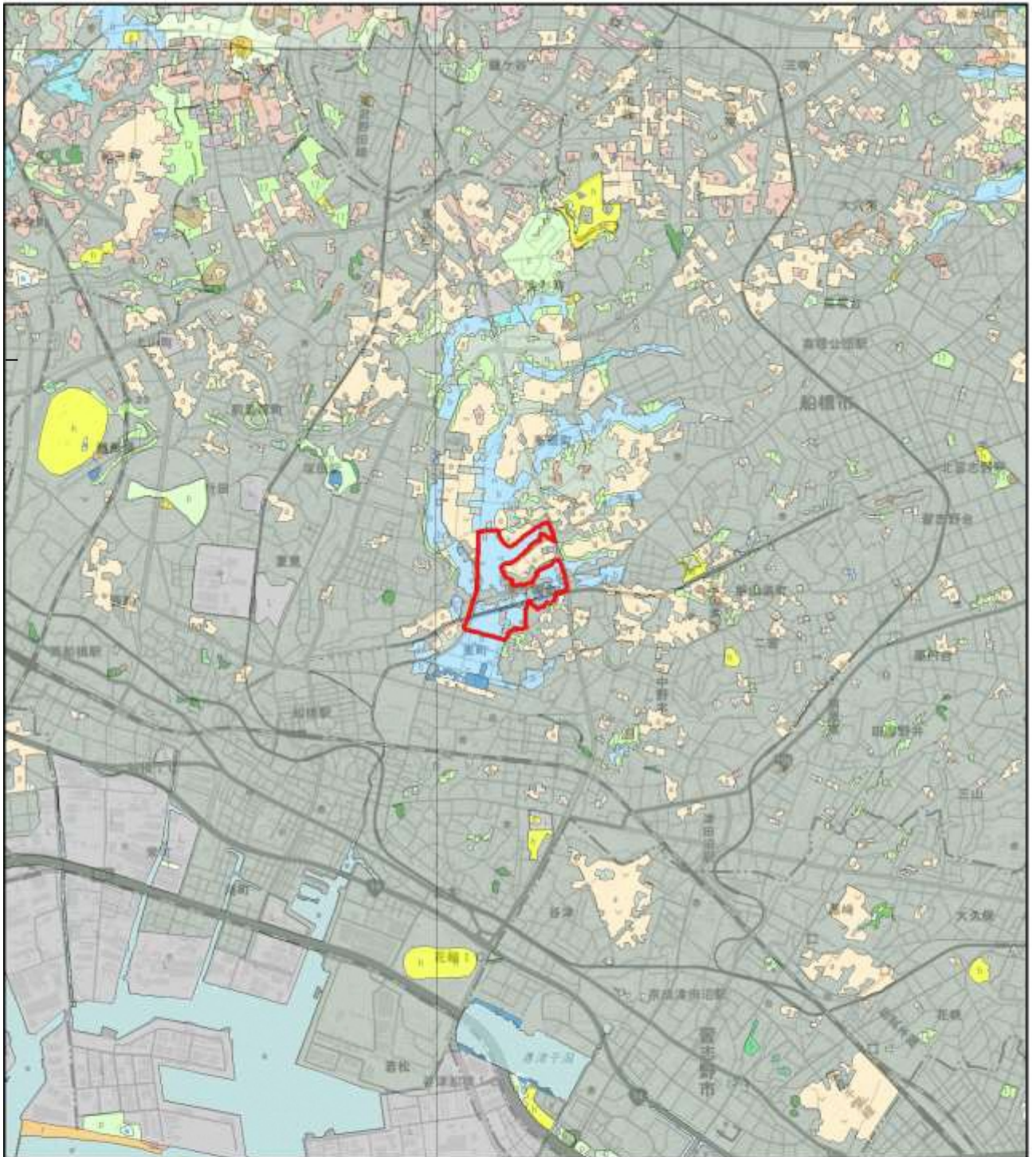
### (3) 重要な群落

対象事業実施区域及びその周辺における重要な群落の状況を表 3-1-12-6 に、位置を図 3-1-12-2 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、南東方向約 1km に位置する「船橋八坂神社の周辺の杜」と、南東方向約 4km に位置する「鷺沼古峯神社の森が、特定植物群落として記載されている。


表 3-1-12-6 重要な群落の状況

番号	名称	選定基準	相観区分	面積
1	船橋八坂神社の周辺の杜	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの	暖温帯植生	2 ha
2	鷺沼古峯神社の森	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの	暖温帯植生	0.5 ha



凡例

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1. ヤブコウジ・スタジイ群集  | h. グルフ場・芝地           |
| 5. イロハモミヅケヤキ群集   | e. 牧草地               |
| 12. シイ・ホルニク次林    | f. 幹物・空地雑草群落         |
| 13. ケヤキ・シラカシ群落   | g. 放棄畑雑草群落           |
| 14. シラカシ雑草林      | a. 菜畑園               |
| 17. クヌギ・コナラ群集    | c. 畑雑草群落             |
| 19. アサギナ群落 (VI)  | b. 水田雑草群落            |
| 21. ナガケ群落        | d. 放棄水田雑草群落          |
| 22. アズマギサ群落      | k. 市街地               |
| 23. ススキ群落 (VI)   | i. 緑の多い住宅地           |
| 24. アズマギサ・ススキ群落  | n. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 27. マンサク         | l. 工場地帯              |
| 28. 砂丘雑草         | m. 開放水域              |
| 34. スギ・ヒノキ・サウナ雑林 | o. 自然裸地              |
| 35. クロコウ雑林       | s. 残存・植栽樹群地          |
| 38. 竹林           |                      |

 : 対象事業実施区域

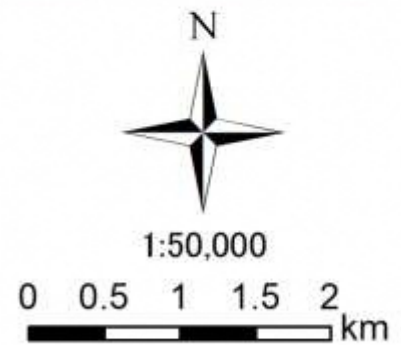


図 3-1-12-1 現存植生図

出典：「自然環境調査 Web-GIS、第 6-7 回植生調査 (1/2.5 万)」、  
(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)





凡例



:対象事業実施区域



:特定植物群落(1~2)



1:50,000



出典：「自然環境調査Web-GIS、第2回特定植物群落調査」、  
 (環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。

図 3-1-12-2 特定植物群落の位置



### 3. 巨樹、巨木の状況

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木の状況を表 3-1-12-7 に、位置を図 3-1-12-3 に示す。

対象事業実施区域の周辺には、8 か所に巨樹・巨木があり、最も近いものは南側約 250m にある東町意富比神社のタブノキである。なお、対象事業実施区域内には、巨樹・巨木に指定された木は存在しない。

表 3-1-12-7 巨樹・巨木の状況

番号	樹種	住所	所属	樹高 (m)	幹周 (cm)
1	イチョウ	東船橋 1 丁目	道祖神社	20	530
2	タブノキ	東町	東町意富比神社	10	370
3	スダジイ	飯山満町 1 丁目	神明神社	15	334
4	クロマツ	飯山満町 1 丁目	神明神社	30	337
5	スダジイ	高根町	神明神社	15	335
6	ケヤキ	夏見 6 丁目	稲荷神社	18	332
7	イチョウ	東船橋 1 丁目	宮本日枝神社	15	325
8	イチョウ	宮本 5 丁目	意富比神社	16	310

出典：「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ参照）





凡例



：対象事業実施区域



：巨樹・巨木



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-12-3 巨樹・巨木の位置

出典：「巨樹・巨木林データベース」(環境省ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。